

● 発

郵政産業労働者ユニオン

東京地方本部

行●

発行責任者

鵜島 -広

〒104-0031

中央区京橋 3-6-3

京橋通郵便局 5F

再雇用の運転手が勝

条に反する」と差額の支払いなどを命じた勝利判決でした。 務内容や責任が同じなのに賃金を下げるのは、労働契約法2 5月13日に東京地裁でありました。佐々木宗啓裁判長は、「職 違法」だとして勤務先の運送会社に是正を求めた訴訟 が 「職務の内容が変わらないのに賃金を約3割下げられたのは 定 年 後に 嘱 託 社員として再雇用されたトラック 運 **転手3**: の判決が

郵 政 再 雇 用 社員 待遇改善に期待

りました。 から 始 年 郵政の職場でも、 再雇 その間は無年金となること 齢 が 用で働く人は多くな 段階的に引き上 年金支給開 げ

らは、 歳 7 て 、 約 7 から ま 年 1 金の 「60歳から年金を受給し で段階的に引き上げら る 5 のに給料 再雇用で働 定年前と同じ仕 支給開 % 0) は が 始 ら労働 納得できな 下 年 げら 事 が をし れ 者 6 る カュ 5

> な 善 者 うな再雇用で働く郵政 満 切り詰めざるを得ない」など不 時 て と同じ 0 か \mathcal{O} いた時と違い今は無年 ています。 声が出ていました。この 「期待がされる」と励みと らは今回 給与水準では生活 0 判決は 待遇 の労 金。 改 働 ょ を 当

んとして働いてきました。 1年から34年の 3 人は、 横浜の運送会社 間正 2 社 で

員 2

> 規定が適用され 割下がりました。 全く同じだが、 れました。 え、その後1年契約で再雇用さ 0 1 4 年に6 業務内容は定年 0 嘱託社員の賃金 年 歳の定年を 収が2~ 一前と 3 迎

> > のに手当などで格差が

あ

る

わらず 限り、 判決は 不合理だ」と指摘してい 賃金格差を設けること 同じ業務内容にもか 『特段の 事 情 が ま カ な

V

は

らして、 合員が、労働契約 郵政で働く非正 「同じ仕事をしてい 法20条に

条の

適用を認めた判

決

は

初

てだといいます。

用社員に対し、

労働契約法20

原告弁護団

は

定

年

後

0

再

雇

かっています。 今回の判決は、 同じ働き方

大阪地裁に提訴して現在たた

がる画期的な判決です。 労働者全体の 働契約法20条裁判をたた 再雇用で働く人だけでなく、 労働契約法20条違反であ ことを理由 きだとしたことです。 正社員と同じ賃金を支払うべ しているのに 一郵政原告はもとより、 にした賃金 L有期雇I 待遇改善に これ 用 非正規 であ 格 差が つ な カゝ 労 る

として5月1 に控訴しています 運送会社は、 6 地裁判決を不 日に 東 京 高



規

社

員

0)